

東谷小学校区コミュニティ推進協議会会則

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、東谷小学校区コミュニティ推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

（区域）

第2条 本会の区域は、東谷小学校区及び長尾町自治会の範囲とする。

（構成）

第3条 本会を構成する者（以下「住民等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める区域に居住する者。
- (2) 前条に定める区域で事業を行う個人若しくは法人、区域内への通勤通学者又は区域内で活動する各種団体で本会が認めたもの

（事務所）

第4条 本会の事務所は、川西市コミュニティセンター東谷会館に置く。

（目的）

第5条 本会は、高齢社会、生涯学習社会を迎え、地域住民主体による文化、学習、健康増進、福祉活動及び青少年の健全育成を促進するとともに、環境の保全及び創造並びに防犯、安全及び防災体制の確立並びに良好なまちづくりを促進し、自治意識の高揚を図りながら住民相互の交流による、ふれあい豊かな絆で結ばれる地域コミュニティづくりを進めることを目的とする。

（活動）

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

- (1) 文化及び生涯学習に関する活動
- (2) 体育及び健康増進に関する活動
- (3) 福祉の増進に関する活動
- (4) 青少年の健全育成に関する活動
- (5) 環境の保全及び創造に関する活動
- (6) 防犯、安全及び防災に関する活動
- (7) 良好なまちづくりに関する活動
- (8) 住民の情報交換及び交流親睦に関する活動
- (9) 広報に関する活動
- (10) プラザ・ひがしたにの管理運営
- (11) その他、本会の目的を達成するため必要とする活動

2 本会は、政治活動及び宗教活動は行わない。

第2章 組 織

（組織）

第7条 本会は、総会、役員会、企画運営委員会、推進部会、実行委員会、プラザ・ひがしたに管理運営委員会（以下「管理委員会」という。）、コミュニティ委員及びコミュニティ推進協力団体で組織する。

（総会）

第8条 総会は、本会の最高議決機関であり代議員制とし、本会の構成員の中から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は次のとおり選出し、その定数は、規則で定める。

(1) 本会を構成する区域の自治会選出の代議員各2名

(2) 第12条に規定する推進部会の内、まちづくり推進部会以外の推進部会選出の代議員各2名

(3) 第13条に規定する実行委員会の内、常設設置する実行委員会選出の代議員各2名

(4) 第14条に規定する管理委員会選出の代議員2名

(5) 第16条に規定するコミュニティ推進協力団体選出の代議員各1名

3 総会は、毎年度1回開催する通常総会及び会長が必要と認めた場合又は前項の代議員の3分の1以上の請求により開催される臨時総会によるものとする。

4 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。

5 総会は、次の各号に定める事項を評議決定する。

(1) 地域別計画に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 事業計画及び予算に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) 会則の制定及び改廃に関すること。

(6) その他本会に係る基本的事項及び重要事項を決定すること。

6 住民等は、総会を傍聴することができる。

7 総会の議事については、開催日時、場所、代議員定数、出席代議員数、開催目的、審議事項、議決内容、議事の経過概要と結果等について記載した議事録を作成する。

8 前項の議事録には、総会で選任された議事録署名人2名が署名捺印する。

（役員）

第9条 本会に役員として、会長1名、副会長3名、会計1名（以下「執行部役員」という。）及び監事2名を置く。

2 役員は、住民等の中から、別に定める役員選考委員会で選考し、総会で選任する。

3 役員の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務及び購入備品の台帳管理を担当する。

(4) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

4 会長は、必要に応じて、執行部役員及びその他の者を招集して、役員会を開催することができる。

(事務局)

第10条 本会に会長の委嘱により、若干名で構成する事務局を置く。

2 事務局は本会の事務を処理する。

3 事務局に事務局長を置く。

(企画運営委員会)

第11条 企画運営委員会は、本会の執行機関であり、次の各号により構成する。

(1) 執行部役員及び監事2名

(2) まちづくり推進部会正副部長及び全委員

(3) まちづくり推進部会以外の推進部会正副部長、実行委員会正副委員長及び管理委員会正副委員長

(4) 事務局長

2 企画運営委員会は、必要により会長が招集する。ただし、企画運営委員の2分の1以上の請求があった場合は、会長は速やかに企画運営委員会を招集しなければならない。

3 企画運営委員会開催に際して、第1項第2号及び第3号に規定する構成員はやむを得ない場合、代理出席を認めるものとする。

4 企画運営委員会は、活動を推進するため、必要に応じて推進部会及び実行委員会を設置する。

5 企画運営委員会は、概ね次の各号に定める事項について協議実行する。

(1) 本会の活動全般の企画立案及び運営実行

(2) 総会に提出する議案の作成

(3) 総会議決事項の実行

(4) 推進部会及び実行委員会の活動支援

(5) 推進部会及び実行委員会の活動調整

(6) 推進部会及び実行委員会の情報伝達

(7) 推進部会及び実行委員会の設置及び廃止

(8) 推進部会及び実行委員会の構成の変更

(9) 管理委員会の構成及び管理運営基本方針

(10) コミュニティ委員の統括

(11) コミュニティ推進協力団体との連携協調

(12) 行政等からの情報伝達及び共有

(13) その他企画運営委員会の活動のために必要な事項

(推進部会)

第12条 推進部会は、企画運営委員会の統括のもとに、主として、担当活動分野の企画運営にあたる。

2 推進部会は、担当する活動分野に精通した住民等から企画運営委員会が推薦する者により構成する。

3 推進部会の設置及び構成は規則で定める。

4 推進部会役員として、互選により部会長、副部会長、書記、会計その他必要な役員を置くものとする。

5 推進部会は、必要により部会長が招集する。ただし、部会員の2分の1以上の請求が合った場合は、部会長は速やかに推進部会を招集しなければならない。

(実行委員会)

第13条 実行委員会は、企画運営委員会の統括のもとに、主として、担当活動事項の企画運営にあたる。

2 実行委員会は担当する活動事項に精通した住民等から、企画運営委員会が推薦する者により構成する。

3 実行委員会の設置及び構成は規則で定める。

4 実行委員会役員として、委員長、副委員長、書記、会計及びその他必要な役員を置くものとする。

5 前項の役員は、互選により選出する。ただし、納涼祭、体育祭、文化まつりの各正副委員長は企画運営委員会で選出する。

6 実行委員会は、必要により、委員長が招集する。ただし、委員の2分の1以上の請求があった場合は、委員長は速やかに実行委員会を招集しなければならない。

(管理委員会)

第14条 管理委員会は、企画運営委員会の統括のもとに、プラザ・ひがしたにの管理運営にあたる。

2 管理委員会は企画運営委員会が推薦する者により構成する。

3 管理委員会の役員として、委員長、副委員長、書記、会計及びその他必要な役員を置くものとし、選任は企画運営委員会が行う。

4 プラザ・ひがしたにの管理運営の具体的方法は、企画運営委員会の議を経て、別に管理運営規則で定める。

(コミュニティ委員)

第15条 本会のイベント及び活動等を円滑に運営するため、企画運営委員会の統括のもとにコミュニティ委員を置く。

2 コミュニティ委員は、本会の区域内の自治会から推薦するものとし、その定数は各自治会5名以内とし、規則で定める。

(コミュニティ推進協力団体)

第16条 本会の活動を推進するため、必要に応じて関連する団体等と連携、協調をはかるものとする。

2 前項の団体等は、コミュニティ推進協力団体として、規則で定める。

（顧問、相談役）

第17条 本会に、会長の委嘱により、顧問及び相談役を置くことができる。

（任期）

第18条 本会の役員並びに推進部会及び実行委員会の役員並びにコミュニティ委員の任期は、次の各号のとおりとする。

(1) 執行部役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないが、その期間は同一役職で3期6年を超えることはできない。

(2) 監事の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(3) 推進部会及び実行委員会の役員の任期は、各組織が定めるものとし、再任は妨げない。

(4) 管理委員会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(5) コミュニティ委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

2 前項に規定する各任期は、2年任期については、4月1日から翌々年の3月31日までとし、1年任期については、4月1日から翌年の3月31日までとする。

ただし、後任が決まるまでの間は、引き続きその任にあたるものとする。

3 欠員により選出された第1項の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（総会の成立及び議決）

第19条 総会は代議員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議決は出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 総会に出席できない代議員は、議決権の行使を他の代議員に委任することが出来る。ただし、受任者の特定がない場合は、議長に委任したものとみなす。

（委員会等の成立及び決定）

第20条 企画運営委員会、推進部会、実行委員会及び管理委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

2 決定は出席者の過半数により決し、可否同数のときは、各組織の長がこれを決する。ただし、監事は企画運営委員会の構成員であるが、決定には加わらない。

第3章 まちづくり計画

（地域別計画）

第21条 本会は、第5条に規定する目的を達成するために実施する事業を取りまとめた計画（以下「地域別計画」という。）を策定する。

2 地域別計画は、企画運営委員会で審議の上作成し、総会の議決を経て定めるものとし、見直しを行う場合も同様とする。

3 地域別計画の原案の策定に当たっては、プロジェクトチーム等を設置することができる。

第4章 会計

（経費）

第22条 本会の経費は、自治会拠出金、助成金、寄付金、交付金及びその他の収入によって、これに充てる。

2 自治会拠出金の額は、別に定める。

（会計）

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 会長は、会計年度開始後に予算が総会で議決されていない場合は、予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として、収支の執行をすることができる。

3 本会の事業実施上、必要があるときは、特別会計を設けることができる。

（会計及び資産帳簿の整理）

第24条 本会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。

（監査と報告）

第25条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会において報告しなければならない。

第5章 個人情報保護、情報公開

（個人情報の保護）

第26条 本会は、個人情報の収集、提供及び管理等にあたっては、個人の権利及び利益が侵害されないよう慎重に行い、正当な理由がない限り、目的以外に利用しない。

（情報の公開）

第27条 本会の運営等に関して、議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

2 本会の運営及び事業については、広報誌、インターネット等を通じて住民等に情報提供に努めるものとする。

第6章 その他

（委任）

第28条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、企画運営委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、総会で可決の日に公布し、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第9条第3項事務局長設置、第10条第1項の企画運営委員会構成員変更追加（監査2名及び事務局長追加並びにまちづくり推進部会正副部長に加えて全委員追加）及び第18条第1項ただし書追加に係る一部改正は、平成21年5月17日に施行する。
- 3 管理委員会の設置及び3大イベント実行委員会正副委員長の選出を企画運営委員会が行うことに係る改正は平成23年5月15日に施行する。
- 4 川西市地域分権推進基本方針に基づく組織改革等に係る所要の改正は、平成26年度通常総会で可決の日に公布し、平成27年4月1日から施行する。
（現行の基準、内規の廃止）
 - 1 東谷小学校区コミュニティ推進協議会運営委員選任基準及び内規の内、役員選考委員会に関する規定部分は、平成19年12月31日に廃止し、役員選考委員会に関する規定以外の部分については、平成20年3月31日に廃止する。
（経過措置）
 - 1 第11条及び第12条の規定にかかわらず、会則施行時の推進部会及び実行委員会の構成は、平成19年度の総務会（会長、副会長、会計、書記で組織）が推薦する者とする。
 - 2 管理委員会の役員の最初の任期は、第17条第4号の規定にかかわらず、平成23年度の1年間とする。